

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

新	旧
警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領	警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領
制定 平成24年 7月27日 一部改正 平成25年 7月17日 一部改正 平成26年12月10日 一部改正 平成27年 9月14日 一部改正 平成28年 7月 6日 一部改正 平成29年 9月28日 一部改正 平成29年10月26日 一部改正 平成30年 4月 1日 一部改正 平成30年 8月21日 一部改正 令和 元年 6月 6日 一部改正 令和 2年 6月19日 一部改正 令和 3年 9月14日 一部改正 令和 4年10月18日 一部改正 令和 5年 8月23日 <u>一部改正 令和 6年 9月27日</u>	制定 平成24年 7月27日 一部改正 平成25年 7月17日 一部改正 平成26年12月10日 一部改正 平成27年 9月14日 一部改正 平成28年 7月 6日 一部改正 平成29年 9月28日 一部改正 平成29年10月26日 一部改正 平成30年 4月 1日 一部改正 平成30年 8月21日 一部改正 令和 元年 6月 6日 一部改正 令和 2年 6月19日 一部改正 令和 3年 9月14日 一部改正 令和 4年10月18日 一部改正 令和 5年 8月23日
第1 (略)	第1 (略)
第2 (略)	第2 (略)
第3 補助金の算定 (1) 補助対象経費 (略) (2) 補助金額の算定方法 (略) (3) 補助基準額 要綱別表2の補助基準額については、人件費は次のとおりとする。 ア 常勤雇用の場合 以下の職種ごとの①から⑥までの月額給与に勤務月数を乗じた額を	第3 補助金の算定 (1) 補助対象経費 (略) (2) 補助金額の算定方法 (略) (3) 補助基準額 要綱別表2の補助基準額については、人件費は次のとおりとする。 ア 常勤雇用の場合 以下の職種ごとの①から⑥までの月額給与に勤務月数を乗じた額を

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

<p>基準額(※1)とする。</p> <p>①医師 月額給与 1,657 千円</p> <p>②歯科医師 月額給与 <u>782</u> 千円</p> <p>③看護師及び准看護師 月額給与 <u>472</u> 千円</p> <p>④医療技術員(※2) 月額給与 <u>482</u> 千円</p> <p>⑤事務 月額給与 <u>513</u> 千円</p> <p>⑥上記以外(※3) 月額給与 <u>396</u> 千円</p> <p>※1～※3 (略)</p> <p>ただし、警戒区域等からの避難者に対する医療等を提供するために、警戒区域等外で市町村が開設した医療機関の補助基準額は、以下の職種ごとの①から③までの月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与その他特別給与額を加えた額とする。なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数による採用日数で按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。(当該勤務者毎に年間基準額で千円未満切捨て。)</p> <p>①医師 月額給与 <u>973</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>633</u> 千円</p> <p>②歯科医師 月額給与 <u>600</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>419</u> 千円</p> <p>③薬剤師 月額給与 <u>401</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>674</u> 千円</p> <p>④看護師 月額給与 <u>340</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>799</u> 千円</p> <p>⑤准看護師 月額給与 <u>283</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>616</u> 千円</p> <p>⑥診療放射線・診療エックス線技師 月額給与 <u>340</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>872</u> 千円</p> <p>⑦臨床検査技師 月額給与 <u>333</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>749</u> 千円</p>	<p>基準額(※1)とする。</p> <p>①医師 月額給与 1,657 千円</p> <p>②歯科医師 月額給与 <u>760</u> 千円</p> <p>③看護師及び准看護師 月額給与 <u>463</u> 千円</p> <p>④医療技術員(※2) 月額給与 <u>476</u> 千円</p> <p>⑤事務 月額給与 <u>512</u> 千円</p> <p>⑥上記以外(※3) 月額給与 <u>410</u> 千円</p> <p>※1～※3 (略)</p> <p>ただし、警戒区域等からの避難者に対する医療等を提供するために、警戒区域等外で市町村が開設した医療機関の補助基準額は、以下の職種ごとの①から③までの月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与その他特別給与額を加えた額とする。なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数による採用日数で按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。(当該勤務者毎に年間基準額で千円未満切捨て。)</p> <p>①医師 月額給与 <u>920</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>611</u> 千円</p> <p>②歯科医師 月額給与 <u>567</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>550</u> 千円</p> <p>③薬剤師 月額給与 <u>392</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>761</u> 千円</p> <p>④看護師 月額給与 <u>339</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>808</u> 千円</p> <p>⑤准看護師 月額給与 <u>293</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>618</u> 千円</p> <p>⑥診療放射線・診療エックス線技師 月額給与 <u>344</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>900</u> 千円</p> <p>⑦臨床検査技師 月額給与 <u>311</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>803</u> 千円</p>
--	--

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

<p>⑧理学療法士、作業療法士 月額給与 <u>290</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>673</u> 千円</p> <p>⑩栄養士 月額給与 <u>259</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>648</u> 千円</p> <p>⑩歯科衛生士 月額給与 <u>291</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>455</u> 千円</p> <p>⑪歯科技工士 月額給与 <u>313</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>546</u> 千円</p> <p>⑫介護支援専門員（ケアマネージャ） 月額給与 <u>284</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>593</u> 千円</p> <p>⑬上記以外 月額給与 <u>297</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>775</u> 千円</p> <p>イ (略) (4)～(5) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>附 則 (令和5年8月23日施行以前省略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和6年9月27日から施行し、改正後の要領の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p>⑧理学療法士、作業療法士 月額給与 <u>287</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>653</u> 千円</p> <p>⑩栄養士 月額給与 <u>254</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>572</u> 千円</p> <p>⑩歯科衛生士 月額給与 <u>280</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>420</u> 千円</p> <p>⑪歯科技工士 月額給与 <u>315</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>290</u> 千円</p> <p>⑫介護支援専門員（ケアマネージャ） 月額給与 <u>274</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>612</u> 千円</p> <p>⑬上記以外 月額給与 <u>271</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>633</u> 千円</p> <p>イ (略) (4)～(5) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>附 則 (令和5年8月23日施行以前省略)</p> <hr/> <hr/>
--	---

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

新

要領様式第1号

警戒区域等医療施設再開支援事業 所要額調査書

医療機関名: _____ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費	診療収入額 及び寄附金 その他の収入 見込額B	差引額 (A-B)C	対象経費 の支出 予定額 D	基準額 E	選定額 F	診療収入 見込額 G	差引不足額 (F-G)H	補助基本額 I	補助率 J	補助金 所要額 (I×J)K
① 再開等 のための 整備	施設整備		/					/			4/5	
	設備整備		/					/			4/5	
	その他再開のために 必要な経費		/					/			4/5	
	計		/					/				
② 運営費	人件費等		/					/				
	人件費等を除く運営 費		/					/				
	その他の経費 (補助対象外経費)		/					/				
	計		/					/			10/10	
合計 (①+②)				0				0	0			

(注)1 要綱別表2のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)及びⅢの事業を実施する場合は①を、Ⅰ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業
を実施する場合は②を記入すること。
2 F欄には、①及び②「人件費等」以外ではD欄とE欄の額とを比較して少ない方の額を、②「人件費等」では
要領様式第2号のC欄の額を記入すること。
3 I欄には、①の場合はF欄の額を、②の場合はC欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。
4 L欄には、要領様式第3号の7に記載した本事業以外の補助金収入の額を記入すること。

補助金収入 L
(本事業以外)

差引後補助金所要額
(K-L)M

要領様式第2号 (略)

要領様式第3号

警戒区域等医療施設再開支援事業 計画書

- 申請者
- 医療機関の概要
- 震災等による被害状況 (略)
- 再開・開設計画
- 整備計画
- 運営計画

7. 事業実施期間中の収支見込

収入額	0円
診療収入	円
補助金収入	0円 下記8に記載した合計額を記入
損害賠償金収入	円
その他の収入	円 販売収入、寄附金、その他営業外収入等を記入
総支出額	円 経営に係る総支出額を記入
純利益(純損失)	円 損失の場合はマイナスで記入

※ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業を実施する場合に記入すること。

8. 補助事業の申請状況(本事業を除く)

事業名	補助金の申請先	補助申請・決定額	補助対象経費
		円	
		円	
		円	
合計		0円	

※本事業と補助対象経費を重複して受給する補助金がある場合に記入すること。

9. 経営上の課題・対応方針等 (略)

旧

要領様式第1号

警戒区域等医療施設再開支援事業 所要額調査書

医療機関名: _____ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費	診療収入額 及び寄附金 その他の収入 見込額B	差引額 (A-B)C	対象経費 の支出 予定額 D	基準額 E	選定額 F	診療収入 見込額 G	差引不足額 (F-G)H	補助基本額 I	補助率 J	補助金 所要額 (I×J)K
① 再開等 のための 整備	施設整備		/					/			4/5	
	設備整備		/					/			4/5	
	その他再開のために 必要な経費		/					/			4/5	
	計		/					/				
② 運営費	人件費等		/					/				
	人件費等を除く運営 費		/					/				
	その他の経費 (補助対象外経費)		/					/				
	計		/					/			10/10	
合計 (①+②)				0				0	0			

(注)1 要綱別表2のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)及びⅢの事業を実施する場合は①を、Ⅰ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業を実施する場合は②を記入すること。
2 F欄には、①及び②「人件費等」以外ではD欄とE欄の額とを比較して少ない方の額を、②「人件費等」では要領様式第2号のC欄の額を記入すること。
3 I欄には、①の場合はF欄の額を、②の場合はC欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

要領様式第2号 (略)

要領様式第3号

警戒区域等医療施設再開支援事業 計画書

- 申請者
- 医療機関の概要
- 震災等による被害状況 (略)
- 再開・開設計画
- 整備計画
- 運営計画

7. 事業実施期間中の収支見込

収入額	0円
診療収入	円
補助金収入	円 本事業以外の補助金等の収入額を記入
損害賠償金収入	円
その他の収入	円 販売収入、寄附金、その他営業外収入等を記入
総支出額	円 経営に係る総支出額を記入
純利益(純損失)	円 損失の場合はマイナスで記入

※ 要綱別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業を実施する場合に記入すること。

8. 補助事業の申請状況(本事業を除く)

事業名	補助金の申請先	補助申請・決定額	補助対象経費
		千円	
		千円	
		千円	

9. 経営上の課題・対応方針等 (略)

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

要領様式第4号

警戒区域等医療施設再開支援事業 精算額調査書

医療機関名: _____ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費 A	診療収入額 及び寄附金 その他の収入 額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 実支出額 D	基準額 E	選定額 F	診療収入額 G	差引不足額 (F-G)H	補助基本額 I	補助率 J	補助金 所要額 (I×J)K
①再開等のための整備	施設整備										4/5	
	設備整備										4/5	
	その他再開のために必要な経費										4/5	
	計											
②運営費	人件費等											
	人件費等を除く運営費											
	その他の経費(補助対象外経費)											
	計										10/10	
合計(①+②)			0				0	0				

(注) 1 要領別表2のⅠ、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)及びⅢの事業を実施する場合は①を、Ⅰ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業を実施する場合は②を記入すること。
 2 F欄には、①及び②「人件費等」以外ではD欄とE欄の額とを比較して少ない方の額を、②「人件費等」では要領様式第5号のC欄の額を記入すること。
 3 I欄には、①の場合はF欄の額を、②の場合はC欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 L欄には、要領様式第3号の7に記載した本事業以外の補助金収入の額を記入すること。

補助金収入 L
(本事業以外)
差引後補助金所要額
(K-L)M

要領様式第5号 (略)

要領様式第6号

警戒区域等医療施設再開支援事業 実績報告書

1. 申請者 } (略)
 2. 医療機関の概要 }
 3. 交付決定内容 }
 4. 再開・開設実績 }
 5. 整備実績 }
 6. 運営実績 }

7. 事業実施期間中の収支実績

収入額	0円
診療収入	円
補助金収入	円 下記9に記載した合計額を記入
損害賠償金収入	円
その他の収入	円 販売収入、寄附金、その他営業外収入等を記入
総支出額	円 経営に係る総支出額を記入
純利益(純損失)	円 損失の場合はマイナスで記入

※ 要領別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業を実施する場合に記入すること。

8. 補助事業の申請状況(本事業を除く)

事業名	補助金の申請先	補助申請・決定額	補助対象経費
		円	
		円	
		円	
	合計	0円	

※本事業と補助対象経費を重複して受給する補助金がある場合に記入すること。

9. 経営上の課題・対応方針等 (略)

要領様式第4号

警戒区域等医療施設再開支援事業 精算額調査書

医療機関名: _____ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費 A	診療収入額 及び寄附金 その他の収入 額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 実支出額 D	基準額 E	選定額 F	診療収入額 G	差引不足額 (F-G)H	補助基本額 I	補助率 J	補助金 所要額 (I×J)K
①再開等のための整備	施設整備										4/5	
	設備整備										4/5	
	その他再開のために必要な経費										4/5	
	計											
②運営費	人件費等											
	人件費等を除く運営費											
	その他の経費(補助対象外経費)											
	計										10/10	
合計(①+②)			0					0	0			

(注) 1 要領別表2のⅠ1、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)及びⅢの事業を実施する場合は①を、Ⅰ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業を実施する場合は②を記入すること。
 2 F欄には、①及び②「人件費等」以外ではD欄とE欄の額とを比較して少ない方の額を、②「人件費等」では要領様式第5号のC欄の額を記入すること。
 3 I欄には、①の場合はF欄の額を、②の場合はC欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

要領様式第5号 (略)

要領様式第6号

警戒区域等医療施設再開支援事業 実績報告書

1. 申請者 } (略)
 2. 医療機関の概要 }
 3. 交付決定内容 }
 4. 再開・開設実績 }
 5. 整備実績 }
 6. 運営実績 }

7. 事業実施期間中の収支実績

収入額	0円
診療収入	円
補助金収入	円 本事業以外の補助金等の収入額を記入
損害賠償金収入	円
その他の収入	円 販売収入、寄附金、その他営業外収入等を記入
総支出額	円 経営に係る総支出額を記入
純利益(純損失)	円 損失の場合はマイナスで記入

※ 要領別表2のⅠ2、Ⅱ1(2)及びⅡ2(2)の事業を実施する場合に記入すること。

8. 補助事業の申請状況(本事業を除く)

事業名	補助金の申請先	補助申請・決定額	補助対象経費
		円	
		円	
		円	

9. 経営上の課題・対応方針等 (略)